

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 2 年 7 月 7 日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 齋藤 聖

1 契約の概要

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による横浜市内の児童福祉施設等でのフェイスシールド不足に対応するため、フェイスシールド 24,000 個（300 箱）を市内児童福祉施設等へ配送

2 履行（納品）場所

市内区役所及び児童福祉施設等 計 24 か所

3 契約日

令和 2 年 5 月 27 日

4 履行日又は履行期間

令和 2 年 5 月 27 日から令和 2 年 5 月 28 日まで

5 契約金額

108,856 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

丸全昭和運輸株式会社 関東支店 支店長 本多 義太郎
横浜市中区南仲通 2 丁目 15 番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市内の児童福祉施設等でフェイスシールドが不足しており、感染拡大の防止のために即時的な対応が必要であるとともに、対応をしなければ市民生活の安全確保が脅かされる恐れがあることから、児童福祉施設等で使用するフェイスシールドを緊急配送する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

業者選定当時、フェイスシールド納入事業者と取引のある物資の運送会社であり、購入手続きを開始した時点（5 月 27 日）でフェイスシールドを保有しており、納期限までに配送を完了させることが可能な事業者であったため。

9 所管課

こども青少年局総務課